久留米市地域包括支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル実施要項

１　目的

本要項は、令和９年度から令和１１年度の地域包括支援センター運営業務において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための質の担保を目的とし、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２ 業務名　久留米市地域包括支援センター運営業務

３ 委託期間等

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」３委託期間のとおり。

４　業務内容

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」４業務内容等のとおり。

※介護保険法の改正等を踏まえ、業務内容が変更となる場合がある。

５ 委託の対象となる地域包括支援センターの圏域、配置職員数及び職種

（１） 地域包括支援センターの圏域

市内１１地域包括支援センターを一括して公募し、１事業者を選定する。

なお、各地域包括支援センターの担当圏域は、別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」４業務内容等⑻業務履行場所及び担当する日常生活圏域のとおり。

（２）配置職員数及び職種について

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」４業務内容等⑶職員配置のとおり。

６ 見積額

見積金額の上限は １，２８９，６７６千円（消費税法基本通達 6-7-10 により非課税）とする。なお、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年 度	上限額
令和９年度	４１１，９２７千円
令和１０年度	４２９，６２８千円
令和１１年度	４４８，１２１千円
合 計	１，２８９，６７６千円

７ 業務履行場所

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」４業務内容等⑻業務履行場所及び担当する日常生活圏域のとおり。

８ 事務所・設備

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」５実施体制等(1)事務所等のとおり。

９ 開設時間及び休日・夜間等の対応について

別紙１「久留米市地域包括支援センター運営業務仕様書」５実施体制等(2)開設時間及び休日・夜間等の対応についてのとおり。

１０　参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、地域包括支援センターの運営を円滑かつ安定して実施できるとともに、次の要件を全て満たす法人とする。

（１）地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所の指定を含む）を適切、公正、中立かつ効率的に運営することができること。

（２）地域包括支援センター運営事業または在宅介護支援センター運営事業を受託した実績があるか、本事業の受託が確実に見込める医療法人、社会福祉法人又は包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益法人若しくは特定非営利活動法人であること。

（３）「介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の２２第２項」の規定に該当しないこと。

（４）役員の中に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。

（５）宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

（６）「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４」の規定に該当しないこと。

（７）「久留米市指名停止措置要綱（平成６年久留米市要綱）」に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（８）国税（法人税、消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。

（９）参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。

・久留米市内　　県税及び市税

・久留米市以外の福岡県内　県税

（１０）「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）」に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

（１１）次のア～ウのいずれにも該当しないこと。なお、イについて、代表者・役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号」に規定される暴力団員であるかについての警察照会を本市が行うことに、代表者・役員全員の同意をとること。

ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号」に規定する又は「久留米市暴力団排除条例（平成２２年久留米市条例第１９号）第２条第２号」に規定する暴力団員の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

１１　実施スケジュール

手続きは以下の表のスケジュールにて実施するものとする。

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和８年１１月１９日（木）
説明会	令和８年１１月２６日（木）
質問書の提出期限	令和８年１２月　３日（木）
質問書に対する回答	令和８年１２月１０日（木）まで
参加申請書等提出期間	令和８年１２月１１日（金）から 令和８年１２月２４日（木）まで
プレゼンテーション	令和９年　１月２６日（火）【予定】
選定結果通知の送付	令和９年２月中旬【予定】
契約締結	令和９年３月下旬【予定】

１２　説明会の開催

本プロポーザルについて、次のとおり説明会を開催する。（参加は、必須ではない）

（１）日　時　令和８年１１月２６日（木）１４時から

（２）会　場　久留米市役所本庁舎３階　３０１会議室

（３）参加者　１事業者につき３名以内。

（４）参加申込　令和８年１１月２４日（火）までに、久留米市健康福祉部長寿支援課（事業担当課）へ法人名、役職名、氏名、連絡先を文書（電子メール・郵送・ＦＡＸ）により申し込むこと。その際、様式は問わない。

１３　質問受付及び回答

（１）質問の受付

「２１事業担当課」に記載する担当窓口へ、電子メール、郵送又はＦＡＸにて提出すること。

提出後、「２１担当事業課」宛に受理確認の電話連絡を行うこと。

※１ 電話や口頭等では受け付けない。

※２ 仕様書等に関する質問書（様式８）を使って、簡潔に記入する。

（２） 提出期間

令和８年１１月２６日（木）（説明会開催後）から令和８年１２月　３日（木）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期間までに必着のこと。

（３） 質問に対する回答

前記⑴の質問に対する回答は、令和８年１２月１０日（木）までに、久留米市ホームページに掲載する。

１４　提出書類等

（１）　提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式１）

イ 久留米市地域包括支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル実施要項の遵守に関する誓約書（様式２）

ウ 法人の登記事項証明書及び法人の代表者・役員名簿（様式３）

エ 発行から３か月以内の納税（滞納なし）証明書※下記参照、印鑑証明書、使用印鑑届（様式４）

オ 財務書類

（内訳）直近２事業年度における法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること。ただし、正当な理由があり、申告を行っていない場合はその限りではない）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

※ 組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要

カ 久留米市地域包括支援センター運営業務企画提案書（様式５－１）

キ 久留米市地域包括支援センターの配置予定職員一覧表（地域包括支援センター毎・年度毎提出）（様式５－２）

ク 各種経歴書（様式６－１、様式６－２、様式６－３、様式６－４、様式６－５）

【エ関係：納税（滞納なし）証明書】　※所在地区分に従って記載されている証明書を提出。

所在地区分	税区分		納税等証明書
		税目	法人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税等に未納がない証明（納税証明書その３の３）
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

（例１：市内の法人の場合：「国税等、「福岡県税」、「久留米市税」の証明を提出」）

（例２：市外（県外）で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

（２）提出部数

提出書類は、３部（正本１部＋副本１部＋電子媒体１部）を提出すること。

（３）電子媒体作成上の留意事項

（ア）電子媒体はＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ形式にて提出すること。

（イ）電子媒体には、紙媒体で提出する文書をすべて含めること。

（ウ）電子媒体の表面には、商号又は名称を記載しないこと。

（エ）電子媒体は、Microsoft Office 2016 で読み込み可能なＰＤＦ形式で作成すること。

（４）記載方法等

ア まとめ方

（ア）上記（１）に掲げる書類を順にまとめて提出すること。

（イ）両面印刷可。用紙は再生紙可、文字、図等は白黒・カラーを問わない。

（ウ）正本（１部）については、押印する。

イ 記載方法等

（ア）本文で使用する文字のフォントサイズは、１０．５ポイント以上（図表、注釈等を除く。）及び書き方は原則、Ａ４縦長、横書きとすること。

（イ）本市の提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。

（ウ）企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

（エ）企画提案書は、様式５－１のうち表紙を除き２０ページ（両面印刷した場合は１０枚）までとする。

（オ）企画提案書は、別紙２久留米市地域包括支援センター運営業務受託候補者評価基準の資料などを確認の上、作成すること。

（５）提出期間

令和８年１２月１１日（金）から令和８年１２月２４日（木）（土日祝日を除く。郵送の場合は、消印有効)までの午前８時３０分から午後５時１５分まで

（６）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(5) に記載する提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、市はその責めを負わない。

（７）提出先

「２１　事業担当課」に記載する担当窓口

１５　受託候補者の選定方法

（１）　基本的な考え方

受託候補者の選定にあたっては企画提案書の評価（非価格点）に提案価格の評価（価格点）を加点する総合評価方式を採用する。

提案者の獲得する「総合点」は、「非価格点」と「価格点」の合計とする。

本プロポーザルにおける配点は下記のとおりとする

総合点（１３０点）＝非価格点（１００点）＋価格点（３０点）

（２）プレゼンテーションの実施

企画提案書の提案内容についてプレゼンテーションを行う。

日　時　　令和９年　１月２６日（火）１５時から

会　場　　久留米市役所本庁舎３階　３０１会議室

参加者　　１事業者につき３名以内。

その他　　パソコン・プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。

説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。

（３）受託候補者評価の最低基準

受託候補者を選定するにあたり、評価点の最低基準を定める。

最低基準は、非価格点（１００点）中の６割（６０点）とする。

最低基準未満の事業者は、受託候補者として選定しない。

（４）評価・選定

プレゼンテーション実施後に、久留米市地域包括支援センター運営業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙２「久留米市地域包括支援センター運営業務受託候補者評価基準」に基づく総合的判断により受託候補者を選定する。

総合点の最も高い提案者を受託候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。最高点の者が複数の場合は非価格点が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお提案者が１者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

（５）選定結果の通知

選定結果は、申込事業者全員に対して書面にて通知する。

なお、受託候補者となった者には、年度ごとの見積書等の提出について案内する。

（６）選定結果の公表

選定結果の決定後、選定結果を久留米市ホームページにおいて公表する。

１６　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

（４）選定結果に結果を与えるような不誠実な行為を行った場合。

（５）久留米市地域包括支援センター運営業務企画提案書の「６.受託提案額」が本要項の合計上限額を超過した場合。（年度別上限額を超過した場合も同様とする。）

（６）本実施要項に適合しない企画提案を行った場合。

１７　契約の締結

受託候補者を決定した後、仕様書に基づいて見積書を徴収し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、受託候補者が失格事項になることが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約締結を行う。

１８　情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成１３年９月２８日条例第２４号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れのある情報については決定後の開示とする。

１９　令和８年度における引継業務

受託候補者は、令和８年度地域包括支援センター運営業務受託事業者からの円滑な引継ぎを行うため、受託候補者選定後から令和９年３月末までの間で、引継ぎを行うものとし、その体制を確保しなければならないものとする。

２０　その他

（１）参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合には、速やかに「２１　事業担当課」に記載する担当窓口へ電話又は電子メールで連絡するとともに、応募辞退届（久留米市地域包括支援センター運営業務）（様式７）を持参又は郵送にて提出すること。

（２）提出書類

ア 提案は、１事業者につき１案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の提出書類の訂正、追加及び再提出は、原則認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザルに係わる審査以外には利用しない。

エ　本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することができない。

（３）著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市はあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。

（４）異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（５）言語及び通貨単位

本プロポーザル手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（６）誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係わる条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りではない。

２１　事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒830-8520　福岡県久留米市城南町１５番地３（久留米市役所本庁舎６階）
久留米市健康福祉部長寿支援課 担当：中尾、小川、森
ＴＥＬ：０９４２－３０－９０３８（直通）
ＦＡＸ：０９４２－３６－６８４５
Ｅメール：chouju@city.kurume.lg.jp